

耐空証明検査制度

- 耐空証明検査では、航空機の設計、製造過程及び現状について技術上の基準に適合していることを確認し、検査時点での当該航空機の耐空性を保証している【航空法第10条】。
- 初回の耐空証明検査においては、
 - ・当該機の設計が技術上の基準に適合することを確認（設計）
 - ・当該機が上記の設計通りに適切に製造されていることを確認（製造過程）するとともに、当該機が所定の機能を有することを飛行試験等により確認（現状）を実施。
- 一方、更新の耐空証明検査については、製造時より変更のない設計と製造過程に関する確認は省略するものの、前回検査後の整備状況等を書類確認するとともに、検査時点における機能を確認するため飛行試験等を実施。

飛行試験の位置づけ

- 耐空証明の発行とは、航空機が検査時点において耐空性を有することを国が保証する行為であり、個々の航空機が検査時点で所定の機能を有することについては、前回検査後の整備状況等について書類や立入検査で確認するのみでは十分な担保とならず、飛行試験等により確認することによって、航空機の耐空性を保証するという国の責務を果たしている。
- 実際に、整備規程に基づく整備が実施されている航空運送事業機にあっても、飛行試験において、動力装置や緊急装置など安全上重要な機能をはじめとした機材不具合が散見されているところ。
- 連続式耐空証明を取得するための耐空証明検査においては、航空運送事業者が当該機に対して適用している信頼性管理方式を含む整備が適切であることについて、飛行試験の実施を含め確認している。